

平成19年11月6日
経済産業省

特定商取引法違反の通信販売業者に対する 業務停止命令(3か月間)について

経済産業省は、豊胸効果等をうたったナパイアブレストと称する化粧品と健康食品を販売している通信販売業者である株式会社オーグ（東京都渋谷区）に対し、特定商取引法の違反行為である虚偽・誇大広告を認定し、同法15条第1項に基づき、平成19年11月7日から平成20年2月6日までの3か月間、同社の通信販売に係る広告、申し込み受付及び契約締結の各業務を停止するよう命じました。

また、併せて同法14条の規定に基づき、その通信販売において、豊胸効果等をうたい販売した商品の購入者に対し、その商品の豊胸効果等に合理的根拠を有しない旨通知するよう指示しました。

1. 株式会社オーグは、そのインターネットホームページ上の「タレント対談 細川ふみえさん」という広告の中で、「ナパイアブレスト ジェル」と称する同社の商品について、「女性ホルモンに対して分泌をサポートして働きもうひとつは女性ホルモンと同じ様な働きをする植物成分が入っており、それがバストに働きかけてくれます。」と、あたかも、同商品を使用することでバストに働きかけ、バスト作りに効果が得られるような表示をしていました。
2. また、同名商品のタブレットについて、「タレント対談 三原じゅん子さん」とするホームページ上の広告の中で、「ホルモン分泌をサポートする脳の下垂体に栄養を与える「プラセンタ」を始め、「ペエラリア」、「ジャムウ」、「大豆イソフラボン」など、女性ホルモンの働きを活発にする成分を豊富に含有しています」と、あたかも、同商品がその使用者の女性ホルモンに働きかけ、効果が得られるような表示をしていました。
3. また同社は、そのホームページ上で、本件商品を使用した10人の女性の体験談やバストアップの実績を表示し、あたかも本件商品を使用したことにより、著しい豊胸効果等が得られたとする体験談を掲載していました。

上記1.～3.について、経済産業省は、同社に対し、当該広告で表示された豊胸効果等を裏付ける合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出された資料の内容が、客観的に実証されたものであるとは認められませんでした。このため、同社の広告

表示は、特定商取引法第12条の2に基づき、虚偽・誇大広告に該当するとみなされ、このような広告を行った同社は、同法第12条の規定に違反していました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

株式会社オーグに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名 株式会社オーグ
- (2) 代表者名 代表取締役 前原 和夫 (まえはら かずお)
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木1丁目36番1号ミュキビル
- (4) 資本金 金1000万円
- (5) 設立年月日 平成15年1月23日
- (6) 取引形態 通信販売
- (7) 取扱商品 化粧品 (ナパイアブレスト ジェル)
健康食品 (ナパイアブレスト タブレット)
- (8) 売上高 3億1,475万円 (平成18年)
- (9) 販売価格 ナパイアブレスト タブレット 19,000円
ナパイアブレスト ジェル 13,000円

2. 取引の概要

株式会社オーグ (以下「同社」という。) は、ナパイアブレストと称するジェルとタブレットについて、同社のホームページ上に広告を出し、当該広告を見た消費者から当該売買契約の申込みを受け、販売契約を締結する通信販売を行っている。

3. 業務停止命令の内容と期間

(1) 業務停止命令の内容

- ① 同社の行う通信販売に係る商品について広告をすること。
- ② 同社の行う通信販売に係る契約の申込みを受けること。
- ③ 同社の行う通信販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 指示の内容

豊胸効果等をうたい販売した商品の購入者に対し、当該商品に当該豊胸効果等について合理的根拠を有しない旨通知すること。

(3) 業務停止命令と指示の期間

平成19年11月7日から平成20年2月6日まで (3か月間)

4. 行政処分の原因となる事実

(1) 虚偽・誇大広告 (特定商取引法第12条)

同社は、ナパイアブレストと称するジェルとタブレットについて、同社のホームページ上の広告において、以下のとおり、当該商品を使用するだけで容易に著しい豊胸

効果等が得られるかのような広告表示を行っていた。

これに対し、経済産業省は、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、同社に対し、当該広告表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求めたところ、提出された資料の内容が、客観的に実証された内容とは認められなかった。

このため、同社の広告表示は、特定商取引法第12条の2に基づき、虚偽・誇大広告に該当するとみなされ、このような広告を行った同社は、同法第12条の規定に違反している。

タレント対談 細川ふみえさん	ジェル成分の豊胸効果に係る表示	(前原) はい、そのとおりです。バストがただ大きくなるのではなくナパイアブレストはマッサージジェルの効果によって形の良いバストづくりが可能です。 (細川) 商品が一番働きかける影響は女性ホルモンに対してですよ。 (前原) ひとつは女性ホルモンに対して分泌をサポートして働きもうひとつは女性ホルモンと同じ様な働きをする植物成分が入っており、それがバストに働きかけてくれます。
タレント対談 三原じゅん子さん	タブレット成分の豊胸効果に係る表示	(前原) ホルモン分泌をサポートする脳の下垂体に栄養を与える「プラセンタ」を始め、「プエラリア」「ジャムウ」「大豆イソフラボン」など、女性ホルモンの働きを活発にする成分を豊富に含有しています。

<p>ナパイアブレストプログラム体験者</p>	<p>著しい効果を得たとする体験談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・22才秋田県 70A→65D 8.9cmUP ウエディングドレスを着るのが楽しみ！ ・23才東京都 70C→65E 5.5cmUP 憧れていた上向きおわん型に！ ・25才神奈川県 70B→65D 7.7cmUP ナパイアですますアツアツに！ ・36才山梨県 73A→70D 8.6cmUP 今までで最高のバストサイズに！ハリも出てきました！ ・32才大阪府 75B→70D 6.8cmUP 唯一のコンプレックスが解消しました！ ・33才静岡県 75B→75D 6.4cmUP 産前のバストを取り戻しました！ ・37才三重県 75B→75D 4.3cmUP 友人ともども大、大感謝です！ ・45才埼玉県 75A→75C 7.7cmUP お風呂上がりに鏡を見るのが楽しくなりました！ ・53才群馬県 75C→70D 3.8cmUP 大胆なダンス衣装も着こなせるように！ ・43才埼玉県 75A→70C 6.2cmUP 年齢を気にすることなくできました！
-------------------------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------